第１号様式

見本

申　　請　　書

年　　月　　日

船橋市長　あて

（**代表者**）は、町会、自治会の長等が記入してください。

（**担当者**）は、実際に猫を保護する方が記入してください。日中連絡のとれる電話番号を記入してください。

（団体名）　●●町会
（郵便番号）
（代表者）住　　所　船橋市本町○○
　　氏　　名　○○　○○
　　電話番号
（担当者）住　　所　船橋市本町○○
　　氏　　名　○○　○○
　　電話番号

飼い主のいない猫の不妊手術を実施したいので、船橋市飼い主のいない猫の不妊手術実施要綱第４条に基づき、別紙を添えて申請します。

記

	希望する不妊手術場所を記載ください
第１希望	**※注１**
第２希望	**※注１**

※注１　不妊手術実施希望場所の第１希望、第２希望について、動物愛護指導センター又は、委託先動物病院名（別紙参照）を記載してください。

耳のＶ字カットは不妊手術済みの目印です。

【不妊手術実施期間】
市が指定する日から**２ヶ月間以内**、かつ**令和８年３月３１日**までに不妊手術を行ってください。
※繁殖を防ぐために春～夏頃の手術を推奨します。

飼い主のいない猫の不妊手術実施事業のご案内

町会・自治会の区域内に住み着く『飼い主のいない猫（野良猫）』に対し、町会・自治会等のご協力のもと、動物愛護指導センター、または、委託先の飼育動物診療施設（以下、「動物病院」という。）において不妊手術を実施し、野良猫の繁殖を防ぐことを目指します。

応募手続きについて

【応募対象者】
申請できるのは、以下のいずれかの項目に該当する方々です。
1　船橋市内の町会及び自治会の長
2　その他市長が必要があると認める者

【対象となる猫】
申請者が属する町会、自治会等に生息する飼い主のいない猫（飼い猫は対象になりません）
※手術の際、不妊手術済みであることが判別できるよう、「耳先Ｖ字カット」を施します。

【募集数】
動物愛護指導センター　　１９０匹
令和７年度委託先動物病院　３００匹（別紙令和７年度委託先動物病院一覧参照）

【応募方法】
受付期間内に、申請書類を郵送、又は持参にて動物愛護指導センターへ提出してください。
募集数に上限があり、**先着順**での受付となります。
応募頭数は１回の申請につき **10 頭**までとなり、申請回数に制限はありません。ただし、手術実施期間は市の指定する日から **２ ヶ月間**となり、申請頭数全頭手術終了もしくは手術実施期間が終了するまで、次の申請は行えません。

【受付期間】
令和７年４月１日（火）～令和８年２月 16 日（月）（**必着**）
毎月 15 日締め（15 日が土日祝日の場合は翌開庁日）。以降の申請は翌月分として受理します（２月除く）。窓口での申請書の受付は平日の開庁時間内となります。

【申請書類等】
1　申請書、　2　猫一覧、　3　誓約書

【申請書類配布場所】
動物愛護指導センター（船橋市潮見町 32-2、℡047-435-3916）
保健所衛生指導課（船橋市北本町 1-16-55、℡047-409-2598）
※市ホームページ（動物愛護指導センター）からもダウンロードできます。
詳細は市ホームページ「飼い主のいない猫の不妊手術実施事業について」（上記ＱＲコード）をご覧ください。

【問合せ先】
船橋市動物愛護指導センター　　〒273-0016　船橋市潮見町 32-2
受付時間：平日　午前９時～午後５時　電話：047-435-3916

【不妊手術の流れ】

申請者

動物愛護指導センターに、不妊手術の申請書類を提出してください。
1 回の申請につき、猫 **10 頭が上限**となります。

動物愛護指導センター

先着順に、希望の手術実施場所に割り振り、**決定通知書を送付**いたします。手術期間は市の指定する日から **2 ヶ月間**です。手術実施場所ごと先着順で募集数の上限に達し次第、その手術実施場所の募集を締め切りますので、御了承ください。
※決定通知書は前月 16 日～当月 15 日受理の申請分をまとめて月末に送付します。（例：4 月 16 日～5 月 15 日受理分を 5 月末に送付します。）

2 ヶ月間

①手術実施場所が動物愛護指導センター

申請者

猫を保護し、月～水曜日（年末・年始、祝休日を除く）に動物愛護指導センターに持ち込む

動物愛護指導センター

不妊手術、耳カットを行う

申請者

動物愛護指導センターが指定する期日までに猫を引き取る

②手術実施場所が委託先動物病院

申請者

申請者が委託先動物病院に連絡、委託先動物病院の指示する日程で、手術日を決定する。

申請者

猫を保護し、委託先動物病院の指示する日時に、動物病院に持ち込む

動物病院

不妊手術、耳カットを行う

申請者

委託先動物病院の指示する日時に、猫を引き取る

申請者

猫を元の場所付近の安全な場所に戻してください。可能ならば新しい飼い主を探しましょう。

受付期間内であればまだ不妊手術したい猫がいる場合は再度申請できます。

★猫の保護について

※ 手術実施場所へは**必ず猫を保護器に入れた状態**で持ち込んでください。キャリー等での持ち込みはできません。必要な場合は保護器を貸し出しますので、保護器借用書を提出してください。

※ 保護器の設置に当たっては、掲示、回覧等の方法により、必ず事前に周辺住民へ周知徹底してください。飼い猫を誤って保護してしまった等のトラブルについては、申請者が責任をもって解決してください。

※ センターから貸し出した保護器は設置場所の把握が必要なため、申請した地域以外で使用しないでください**（申請した地域以外の猫は持ち込まないでください）。**

★猫の手術について

※ 猫の体調や体格（幼齢の場合、極度に痩せている場合等）により、手術ができない場合があります。

※ 手術中、手術前後に病気その他により死亡等の恐れもありますが、市及び委託先動物病院は責任を負いかねます。

※ 本事業は、飼い主のいない猫の不妊手術のみを委託先動物病院に委託しております。また、不妊手術以外の治療行為等についての補助はありません。

※ 本事業に係る猫の不妊手術の権利を**他人が行使することはできません**。

※ 虚偽の申請等、市の規定に従わずに不妊手術を実施した場合は、**手術実施決定の取消**や**不妊手術に係る費用を請求**する場合があります。

★飼い主のいない猫と接する上での注意点について

飼い主のいない猫などの屋外に生息する動物は、人に感染する様々な病気を持っている可能性があります。接する際には、次のことに注意しましょう。

※ 猫との過剰なふれあいは控え、**触ったら必ず手を洗いましょう**。

※ 体調不良の猫に接する場合は手袋や長袖の服などを着用しましょう。

※ 猫と接した後、御自身の体調に異変を感じたら**早めに医療機関を受診**しましょう。

※ 給餌・給水をする場合は、不妊手術、餌の管理、ふん尿の処理等を**周辺住民の合意**を得て行ってください。

※ ふん尿等により周辺の生活環境の保全に支障がある場合は、法に基づく指導の対象となります。また、このような場合には、市では法に基づき猫の引取りを行っています。

～猫の飼い主の皆さんへ～

- 飼い猫は**屋内飼養**に努めましょう。

外に出すと感染症、交通事故、ケンカなどの危険に遭遇し、あなたの大切な猫が命を落としてしまうかもしれません。また、ふん尿や爪とぎなど近隣に迷惑をかけないためにも、飼い猫は屋内で飼いましょう。

- **不妊手術**をしましょう。

病気の予防やストレスの軽減になり、望まない繁殖を予防できます。

- **所有明示**をしましょう。

屋内で飼っている猫にも、突然の災害や逸走（脱走）に備えて日頃から名札やマイクロチップなどで所有者の身元がわかるようにしておきましょう。

- 健康管理を十分に行い、具合が悪い時は**すぐに動物病院を受診**させましょう。
- 責任を持って**最後まで**飼いましょう。
- 犬、猫合わせて **10 頭以上**飼養する方は、**市への届出が必要**となります。